

役員報酬規程

平成25年2月12日制定
平成31年3月22日改正

(総則)

第1条 本規程は、公益社団法人わたらせ技能講習センタ（以下「センタ」という。）の役員に対する報酬等の基準等について定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 1) 役員とは、定款第22条に定めるところの、理事長・理事・監事をいう。
2) 常勤役員とは、前項役員のうち、センタを主たる勤務場所とする者をいう。
3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の種類および勤務手当等)

- 第3条 1) 常勤役員には定款第28条の定めにより報酬を支給する。
2) 常勤役員には、その期間の業績を勘案して年2回の賞与を支給する。
3) 非常勤役員には、センタの役員として用務を行った日数に応じた報酬を支給する。
4) 通勤手当は、公共交通機関を利用した場合の実費を支給するものとする。

(報酬等の額の決定基準)

- 第4条 1) 常勤代表理事および業務執行理事の報酬は、年間の総額基準値を10,000,000円とし、その期間の業績を勘案して、基準値の1.5~0.5の範囲において理事会が決定する。
2) 代表理事、業務執行理事および監事を除く常勤役員の報酬は、月額制としその額は年間一人当たりの総額が8,000,000円を超えない範囲で、予算の範囲内において、その職務、資格等を勘案し、理事会が決定する。
3) 代表理事、業務執行理事および監事を除く常勤役員の賞与の額は、年間の総額が2,000,000円を超えない範囲で予算の範囲内において、その期間の業績を勘案し、理事会が決定する。
4) 監事の報酬は月額制としその額は、年間の総額が2,000,000円を超えない範囲でその職務、資格等を勘案し、総会が決定する。
5) 監事の賞与の額は、年間の総額が1,000,000円を超えない範囲で、予算の範囲内において、その期間の業績を勘案し、総会が決定する。

(報酬等の支払い)

- 第5条 1) 毎月の報酬の支払日は10日とする。ただしその日が休日にあたる時は10日以降の最初の勤務日とする。
2) 年2回の賞与を支払う場合は、6月および11月末日とする。

(報酬等の支払い方法)

第6条 役員は報酬等は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし役員が報酬等の全部または一部につき自己の預金口座に振込を申し入れた場合には、その方法によって支払うことができる。

(理事会への報告)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事長がその実施について判断するものとし、重要事項については事後理事会に報告するものとする。

附則

本規程は、平成29年5月24日より実施する。

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人わたらせ技能講習センタ(以下「センタ」という。)の適切な情報公開の推進に関し必要な事項を定め、公正で透明な業務運営を推進することを目的とする。ただし、個人に関する情報公開については、別途定める「個人情報取扱規程」の規定によるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「情報」とは、センタの業務に携わる代表理事ならびに役員および職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であって、役職員が組織的に用いるものとして、センタが所有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるものまたは一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものを除く。

2 この規程において「公開」とは、情報を閲覧に供し、または写しを提供することをいう。

3 前2項にかかわらず、個人に関する情報および当該情報の公開については、別途定める「個人情報取扱規程」の規定によるものとする。

(公開)

第3条 センタは、次に掲げる情報について、請求のあるときは、遅滞なく公開するものとする。

- (1) 定款
- (2) 業務規程
- (3) 情報公開規程
- (4) 会員および理事ならびに監事の名簿
- (5) 役員報酬規程
- (6) 役員退職金規程
- (7) 事業計画書
- (8) 公益法人認定法に基づく損益予算書
- (9) 事業報告書
- (10) 公益法人認定法に基づく次の書類
 - ①貸借対照表
 - ②正味財産増減計算書
 - ③財産目録
 - ④収支計算書
- (11) 監事による監査報告

(公開請求の手続)

第4条 情報公開の請求は、次に掲げる事項を記載した書面(様式任意)をセンタに提出するものとする。

- (1) 情報公開の請求をする者の氏名または名称および住所または事務所もしくは事業所の所在地ならびに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公開請求に係る情報を特定するために必要な事項

(公開請求に対する措置)

第5条 センタは、公開請求に係る情報の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、情報公開を行うものとする。

2 センタは、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき(公開請求に係る情報を所有していないときを含む。)は公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し理由を付してその旨を書面により通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第6条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日から30日以内にするものとする。

2 前項の規定に拘らず、センタは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合においてセンタは、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知するものとする。

(公開の実施)

第7条 情報の公開は、文書または図画については閲覧または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別等を勘案して適当と認められる方法により行う。

(手数料)

第8条 情報公開に係る手数料は、原則として実費とする。

(異議の申出)

第9条 公開決定等について異議がある場合には、公開請求者は、当該公開決定等に係る書面を受理した日から60日以内に、センタに対して異議の申出をすることができる。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

クレーン講習施設資産取得資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人わたらせ技能講習センタ(以下「センタ」という。)の有するクレーン講習施設資産取得資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 センタは、特定資産として、クレーン講習施設資産取得資金を設けることができる。

2 クレーン講習施設資産取得資金は、クレーン講習施設資産を取得するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第3号に規定する特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金とする。

(積立)

第3条 クレーン講習施設資産取得資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、クレーン講習施設資産取得資金の積立限度額は 90 百万円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、クレーン講習施設資産の取得に要する最低限度額として、平成 27 年 12 月 14 日受領した購入見積額を基に、年間物価上昇率を2%として5年後を算出した金額とする。

(運用)

第5条 クレーン講習施設資産取得資金の運用対象は、金融機関への預貯金とする。

2 クレーン講習施設資産取得資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第6条 クレーン講習施設資産取得資金から生ずる運用益については、当該資金に積み立てるものとする。

(取崩)

第7条 クレーン講習施設資産取得資金は、クレーン講習施設資産を取得する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、センタの技能講習事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、クレーン講習施設資産取得資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

第8条 この規程及びその写しは、当該クレーン講習施設資産を取得した事業年度終了の日まで、それぞれセンタの主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。